

浦和学院専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び保健師助産師看護師法並びにその他関係法令に基づき、看護師に関する必要な専門知識及び技術を習得させ、併せて豊かな人間性を養い、社会及び地域医療福祉に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、浦和学院専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、さいたま市桜区田島9丁目4番地10号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員等

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条 本校の課程、学科、定員その他は次のとおりとする。

分野	課程	学科	入学定員	修業年限	総定員
医療	専門課程（3年課程全日制）	看護学科	40人	3年	120人

始業及び終業時間

8時50分から16時10分

第3章 学年・学期並びに休業日等

(学年)

第5条 学年は、4月に始まり、翌3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日 から 9月30日 まで

(2) 後期 10月1日 から 3月31日 まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する日

(3) 県民の日を定める条例に規定する日（11月14日）

(4) 開校記念日（10月6日）

(5) 春季休業日（4月1日から4月7日まで）

- (6) 夏季休業日 1年生：7月25日から8月25日まで
2年生：7月25日から8月25日まで
3年生：7月25日から8月15日まで

(7) 冬季休業日 (12月21日から1月8日まで)

(8) 学年末休業日 (3月20日から3月31日まで)

- 2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要であり、かつ、やむを得ないときは、臨時に授業を行うことがある。
- 3 非常災害その他急迫の事情があるとき、若しくは教育上特別な事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び授業時数・授業単位数

(教育課程及び授業時数・授業単位数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数・授業単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位は、1単位の学習時間を授業および授業時間外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。
- (1) 講義及び演習は、1時間の授業に対して授業時間外における2時間の学習を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- ただし、教育効果を考慮して必要があるときは、2時間の授業に対して授業時間外における1時間の学習を必要とするものとし、30時間の授業をもって1単位とすることが出来る。
- (2) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

(既修得単位の認定)

- 第9条 大学、短期大学及び専門学校で修得した単位については、本人の申請に基づき、個々の履修内容を評価した上で、本校の教育内容に相当すると認められた場合には、修得単位として、総修得単位数の二分の一を超えない範囲で認定することができる。
- 2 社会福祉士および介護福祉士法(第39条第1条)の規定に該当する者で、本人の申請に基づき、個々の履修内容を評価した上で、本校の教育内容に相当すると認められた場合には、社会福祉士介護福祉士学校能力開発等養成施設指定規則別表第四に定める基礎分野の科目に限り、修得単位として認定することができる。

第5章 学習の評価、進級及び卒業

(学習の評価)

第10条 評価は、試験、実習及び出席状況を総合して行う。

2 前項による認定の方法は、別に定める附則により行う。

3 授業科目を履修し、その試験に合格したものには所定の単位を授与する。

(卒業)

第11条 在学期間は6年間とし、この期間中に本校所定の単位を全て認定されたものには、卒業証書を授与する。

2 前項より課程を終了したものには専門士の称号を付与する。分野・名称は次のとおりとする。

医 療 専門課程 看護学科

(原級留置)

第12条 原級留置は行わないものとする。

第6章 入学・休学・退学等

(入学資格)

第13条 入学資格は、次のとおりとする。

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(2) その他本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたものの。

(出願手続き)

第14条 本校の出願手続きは、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとするものは、本校所定の入学願いの他に入学に必要な書類及び選考料を添えて提出しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了したものに対して入学選抜を行い、校長が合格者を決定する。

(入学手続き)

第15条 合格者は、保護者及び保証人が連署した在学保証書に入学金を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学園の承認を得たものでなければならない。

3 保証人は、学生の在学中、その身上に関する一切の責任をもたなければならない。

4 保護者若しくは保証人が、死亡し又は保証人に欠格事項を生じたときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。

5 保護者若しくは保証人が、転籍、転居又は氏名の変更をした場合は、すみやかに校長に届け出なければならない。(休学・退学及び復学等)

第16条 学生が病気その他やむを得ない事情によって、休学又は退学しようとするときは、その理由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学中の学生が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署の上、校長に願い出て許可を得なければならない。

3 6年間に全単位が修得できないものについては退学とする。

(転入学)

第17条 本校に転入学を希望するものは、本校所定の転入学願の他に転入学に必要な書類及び選考料を添え出身学校長を経て提出しなければならない。

(出席停止)

第18条 校長は、伝染病にかかり、若しくはその恐れのある学生に対して、出席停止を命じることができる。

第7章 職員組織

(職員組織)

第19条 本校に次の職員を置く。

(省略)

(会議)

本校の運営に関する重要な事項を審議するために、次の会議をおく。

(省略)

第8章 健康管理

(健康診断)

第20条 校長は、健康管理規定に基づき学生に対し年1回以上の健康診断を行わなければならない。

第9章 入学金・授業料等その他

(入学金・授業料等)

第21条 本校の入学金・授業料等は別表2のとおりとする。

2 授業料等は年2期、指定の期日までに納入しなければならない。

3 月の途中において、入学・休学・退学等をするに至ったものは授業料等の年額の12分の1に相当する額を納入しなければならない。

4 一旦納入された入学選考料、入学金等は返還しない。

ただし、特別な事情のある場合は、その全部又は一部を返還することがある。

5 休学を申し出て許可されたものは、休学期間の授業料、施設維持費、施設管理費、実習

費、教材費は免除することができる。ただし、短期（3～6ヶ月）休学者については、別に定める減免規定による。

（減 免）

第22条 校長は、別に定める規定に基づき、入学金・授業料等を減免することができる。

（除 籍）

第23条 校長は、学生が正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わず授業料等の納入期限を3ヶ月以上にわたり徒過する等をして授業料を滞納したときは、出席停止を命じ、又は除籍を行うことができる。

第10章 賞罰

（褒 賞）

第24条 校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる学生及び精勤の学生に対しては、表彰することができる。

（懲戒）

第25条 校長は、教育上必要があるときは、学生に懲戒処分を加えることができる。

2 懲戒は、その程度により、戒告・謹慎・停学及び退学の処分とする。

3 前項の停学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

（1）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

（2）正当な理由がなく出席が常でない者。

（3）学校の秩序を乱し、その他学生としての本文に反した者。

（賠 償）

第26条 校有物を破損又は紛失したときは、その実態に応じ、現物又は金品を持って賠償させることがある。

第11章 寮

（寮）

第27条 本校に寮を置く。

2 寮については別に定める。

第12章 細則

第28条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

細則 学則第10条以下の項目についての規定

[学習の評価及び履修の認定]

1. 学則に定める授業科目の認定は試験による。

(1) 試験の成績は、④ 100～90点、A 89～80点、B 79～70点、C 69～60点、D 59～0点の5種とし、④、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(2) 試験は、終講試験とする。

(3) 終講試験は、授業科目の履修期間中に行う。

(4) 終講試験の受験資格は、各授業科目について、それぞれの授業時間数の3分の2以上の出席が認められたものに与えられる。

(5) 追試験は、止むを得ない事情のため終講試験を受けることができなかったものために行う。

追試験の受験資格者は、下記の各号の一に該当する場合とする。

①近親者の死亡（父母、兄弟姉妹、祖父母）

②病気により欠席したもの（診断書必要）

③災害（交通事故を含む）により欠席した場合（証明書必要）

④その他の事情で試験を欠席し、校長が特に認めた場合。

追試験願はすみやかに教務に提出し校長の承認を得たものが追試験を受けることができる。ただし、取得得点の80%をもって成績とする。

追試験願は、所定用紙に記入し、追試験料2,000円を添えて前日までに事務室へ申し込むこと。

(6) 再試験は、終講試験の成績がD（不合格）となった者に行う。

再試験願は、試験当日までに提出のない場合は受験できない。

再試験願は、所定用紙に記入し再試験料1,000円を添えて事務室へ申し込むこと。

(7) 試験中不正行為を発見した場合、試験を中止させて退場させる。不正行為をした学生の当該試験は、無効とし当学生の最終処置については、校長がこれを決定する。

2. 学則に定める臨地実習の単位の認定は総合評価による。

(1) 臨地実習における出席すべき時間数は、学則指定時間の3分の2以上とする。

(2) 実習の成績は、実習態度を含め、④ 100～90点、A 89～80点、B 79～70点、C 69～60点、D 59～0点の5種とし、④、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(3) 再実習とは、実習成績がD（59～0点）であった場合、また、出席時間数が3分の2に満たない場合に行うものとする。

①学年によって期間は定める。

②実習内容・期間は、職員会議で検討し、決定する。

(4) 再実習は、学校の指定した場所・日程（春季休業中、夏季休業中、冬期休業中その他）で行う。

- (5) 再実習願は所定用紙に記入し、校長に提出し承認を得た者が再実習を受けることができる。
- (6) 再実習費用は、1日1,000円とする。再実習前に1,000円×日数の費用を添えて事務室へ申し込むこと。
- (7) 追実習とは、やむを得ない事情により、臨地実習において出席すべき時間数の学則指定時間3分の2に満たない場合に行うものとする。
 - ①学年によって期間は定める。
 - ②実習内容・期間は、職員会議で検討し、決定する。
- (8) 追実習は、学校の指定した場所・日程（春季休業中、夏季休業中、冬季休業中その他）で行う。
- (9) 追実習願は所定用紙に記入し、校長に提出し承認を得た者が再実習を受けることができる。
- (10) 追実習は年間に一回のみとする。
- (11) 追実習費用は、1日2,000円とする。追実習前に2,000円×日数の費用を添えて事務室へ申し込むこと。

3. 「単位の認定」

単位の認定は、単位認定会議で審議し、校長がこれを認定する。

[卒業の認定]

卒業の認定は、当学科に所定の期間在学し、所定の単位を取得した学生を対象とし、卒業認定会議で審議し、校長が認定する。

「出欠席について」

(1) 欠席について

- ①学生が止むを得ない理由により欠席または欠課しようとするときは、欠席届・欠課届をすみやかに提出すること。
- ②病気欠席が7日以上に及ぶ時は医師の診断書を添えなければならない。

(2) 遅刻、早退、欠課について

<授業科目>

- ①遅刻とは科目別授業における出席すべき時間の授業開始より15分未満の欠席をいう。(遅刻3回をもって1欠課とする)
- ②早退とは、科目別授業における出席すべき時間の15分未満の欠席をいう。(早退3回をもって1欠課とする)
- ③欠課とは、科目別授業における出席すべき時間の授業開始より15分以上の欠席をいう。(15分以上45分以下を1欠課とする)

<実習科目>

- ①実習科目における遅刻とは、出席すべき時間の実習開始より20分未満の欠席をいう。(遅刻3回を持って1欠課とする)

- ②実習科目における早退とは、出席すべき時間の実習開始より20分未満の退出をいう。
(早退3回を持って1欠課とする)
- ③実習科目における欠課とは、出席すべき時間の実習開始より20分以上の欠席をいう。
(20分以上60分までを1欠課とする)

(3) 次の各号の事由によるものは、事前及びその都度校長の承認を得るものとする。

- ①進学のための入学試験または就職試験を受験する場合、受験願が提出された場合は3回まで出席とみなす。
- ②学生の親族の死亡により忌引届が提出された場合、下記の期間は出席とみなす。
- | | |
|------------|----|
| ・一親等直系及び姻族 | 5日 |
| ・二親等直系及び姻族 | 2日 |
- ③災害・交通機関の事故及びその他不可抗力の原因により登校が不可能な場合出席とみなす。
- ④法定伝染病で診断書が提出された場合出席停止とし、欠席とする。

この付則は、平成15年6月1日より適用する。

この付則は、平成22年4月1日より適用する。

この付則は、平成29年4月1日より適用する。

この付則は、平成30年4月1日より適用する。